

平成 29 年 11 月 28 日
自動車局整備課

**「第 1 回 車載式故障診断装置を活用した自動車検査制度のあり方検討会」を開催します
～自動運転技術等に対応した自動車検査制度の導入に向けた検討を開始します～**

国土交通省は、自動車の電子制御装置の機能確認の手法を確立するため、車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics）を用いた自動車検査制度について検討を開始します。

近年、自動ブレーキや自動車線維持機能等の自動運転技術の普及拡大に伴い、自動車技術の電子化・高度化が急速に進展しており、今後も加速度的に拡大する見通しです。自動運転技術は、高度かつ複雑なセンシング装置と電子制御装置で構成されておりますが、これらの装置が故障した場合等には、期待された機能が発揮されず、誤作動等につながる恐れもあることから、使用過程時の機能維持が安全上重要です。

適切な機能維持のため、現在の測定機を中心とした検査に加えて、電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法の確立が必要です。最近の自動車には、センサ等の構成部品の異常を自己診断し記録する装置（車載式故障診断装置（OBD））が搭載されていることから、これらを活用した自動車検査制度の導入について検討するため、標記の検討会を設置し、第 1 回検討会を開催します。

記

1. 日 時 : 平成 29 年 12 月 4 日（月） 15:00～
2. 場 所 : 飯野ビルディング 4 階イノカンファレンスルーム Room B
（東京都千代田区内幸町 2-1-1）
3. 委 員 : 別紙 1 のとおり
4. 議 題 : OBD 検査の必要性、保安基準のあり方等について
5. 取 材 等 : 検討会は、別紙 2 の要領で公開いたします。カメラ撮りは冒頭のみ可能とします。また、議事概要等については、後日、国土交通省ホームページにて公開します。

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、奥村、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線：42415）
直通：03-5253-8599
FAX：03-5253-1639